

事務連絡
令和6年1月12日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」
(追補分)の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度より建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されること等を踏まえ、厚生労働省において、令和5年7月6日に「上限規制に関連するQ&A（本体）」を公表したところです。これを受けて本会においては、令和5年7月7日付け事務連絡「建設業における時間外労働の上限規制に関するパンフレット」等の周知について」（別添参考）により各都道府県建設業協会あて通知したところです。

この度、厚生労働省において、上記Q&A（本体）を補足する「上限規制に関連するQ&A（追補分）」（別添1）を作成し、令和5年12月25付けで各都道府県労働局あて通知するとともに、厚生労働省HP（別添2）にも掲載していますので、貴会会員企業への周知をお願いいたします。

別添1 （追補版Q A）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001183174.pdf>

別添2 （掲載ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/gyosyu/topics/01.html

別添参考 （本体Q A）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>

以上

(担当) 労働部 古田、菅原
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール rodo@zenken-net.or.jp